

# 米沢市立病院医師奨学資金貸付制度募集要項

米沢市立病院では、医師奨学資金の貸付を希望される方の募集を行っています。募集の概要については以下のとおりです。

## 1 申込対象者 次の(1)から(4)までの要件の全てを満たす方

- (1) 将来常勤の医師として米沢市立病院に勤務する意思を有している方。
- (2) 学校教育法に規定する大学（医学を履修する課程に限り、大学院を除く。）に在学している方。  
（例1）大学に入学を希望している高校生等  
（例2）大学に入学（合格）するために、高校卒業後（中退後）に浪人している方
- (3) この奨学資金以外の奨学資金等の貸付けを受けていない方（特に必要と認める場合を除く。）
- (4) 貸付予定者に決定した後に、貸付申請手続で貸付金に対する連帯保証人（父母も可能）を立てられる方（連帯保証人は連帯債務の返済資力が認められる方とします。）

## 2 募集人員 若干名（貸付額がその年度の予算額に達した時点で終了となります）

## 3 貸付期間 任意の月から大学の卒業月まで（最大72か月）

## 4 貸付金額 年額200万円以内（無利子）※最大6年で1200万円

## 5 応募方法

次の書類を下記の申込先まで郵送またはご持参ください。

※郵送の場合は封筒に「医師奨学資金貸付申込書在中」とご記入ください。

◆奨学資金貸付申込書（指定様式：当院ホームページからダウンロード可能）

◆印鑑登録証明書

◆面接調書（指定様式：当院ホームページからダウンロード可能）

◆在学証明書

※大学に在学中の方のみ提出

※各学校の証明書の発行には、申請してから1週間程度要する場合があります。

◆合格通知書（写し）……大学の試験に合格し、来年度の入学が内定した方のみ

## 6 申込先 〒992-8502 米沢市相生町6番36号 米沢市立病院 総務課 Tel：0238-22-2450（内線4310）

## 7 申込期間 随時受付を行いますが、年間の予算額を超えた時点で終了となります

## 8 貸付予定者の決定について

書類審査及び面接の上、貸付予定者を決定します。

## 9 奨学資金の振込日

毎月末日（12月は12月28日）

（その日が土日祝日のときは、その日前において直近の土日祝日でない日）

※振込通知は送付しませんので、各自通帳での確認となります。

## 10 貸付けの停止、取消し等

借受人が次のいずれかに該当したときは当該事由発生日の属する翌月分から貸付けを取消し又は停止します。

- (1) 死亡したとき。（取消し）
- (2) 大学を退学したとき。（取消し）
- (3) 奨学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。（取消し）
- (4) 大学から停学の処分を受けたとき。（停止）
- (5) 心身の故障のため修学を継続する見込みがないと認められるとき。（取消し）
- (6) この奨学資金以外の奨学資金等の貸付けを受けていることが明らかになったとき（管理者が必要と認める場合を除く）（取消し）
- (7) 虚偽その他不正な手段により奨学資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。（取消し）
- (8) 貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。（取消し）  
（例）卒業後に直ちに当院で勤務することができないと判断したとき。
- (9) 大学を休学又は1月以上継続して欠席したとき。（停止）
- (10) 正当な理由がなく、当院が指定した必要書類を提出しないとき。（一時保留） など

## 11 奨学資金の返還

原則として、奨学資金は貸付期間満了後の一定期間内に返還していただきます。

◆返還期間……貸付期間終了月の翌月から貸付期間と同じ期間以内

◆返還方法……「毎月返還」又は「半年返還」

◆返還額……毎月返還 10万円、半年返還 60万円

（例）平成29年4月分～平成35年3月分まで借り受けた場合

返済期間：平成35年4月から72か月後の月末まで当院指定口座に振込返還

毎月返済：毎月末まで10万円、半年返済：年2回「9月」と「3月」

◆繰上返還……10万円×返還月数で繰上げ返還可能です。

◆延滞利息……返還期日まで返還しなかった場合は、返還期日の翌日から返還した日まで年5%の延滞利息をお支払いいただきます。

## 12 奨学資金の返還猶予

借受人が次のいずれかに該当したときは奨学資金の返還を猶予します。

- (1) 貸付期間が満了した後も引き続き大学に在学しているとき、または、奨学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する年度内に医師免許の取得ができなかった場合で、翌年度の初日

から起算して2年を経過していないとき。

- (3) 大学を卒業後2年以内に医師免許を取得した場合で、医師免許を取得した日の翌月の初日から起算して5年を経過していないとき。
- (4) 大学を卒業後2年以内に医師免許を取得し、かつ、医師免許を取得した日の翌月の初日から起算して5年を経過するまでの間に米沢市立病院の常勤の医師として採用され、採用された日から引き続き病院の常勤の医師として在職しているとき。
- (5) 災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

### 13 奨学資金の返還免除

借受人が大学を卒業後2年以内に医師免許を取得し、その後5年以内に米沢市立病院で勤務した場合で次のいずれかに該当するときは奨学資金の返還を免除します。

- (1) 米沢市立病院の常勤の医師として採用された日から引き続き常勤の医師として業務に従事した期間が奨学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間に達したとき。  
(例) 奨学金を36か月分借り受けた場合→36か月間勤務したときは免除
- (2) 米沢市立病院の常勤の医師として採用された日から引き続き常勤の医師として業務に従事した期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

### 14 異動と届出

奨学資金の返還の債務を負うことがなくなるまでの間、毎年4月1日現在の状況について、在学証明書、在職証明書又は現況報告書を当該年の4月30日まで提出していただきます。ただし、借受者が返還を猶予されている場合は提出不要です。

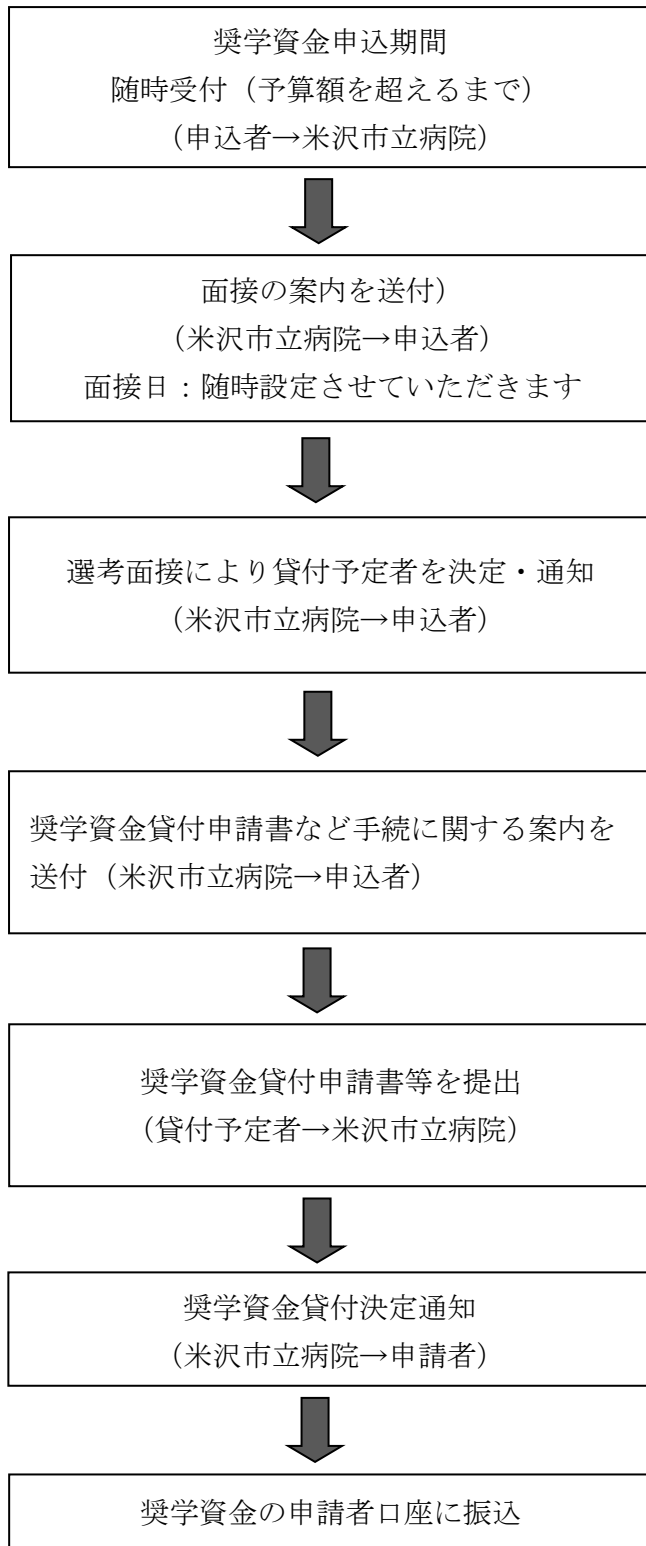
また、次の各号のいずれかに該当するときは、その内容を証する書類を添えて、奨学生（借受者）届出事項変更届を提出していただきます。

- (1) 氏名、現住所又は電話番号を変更したとき。
- (2) 振込口座を変更したとき。
- (3) 休学し、復学し、又は退学したとき。
- (4) 停学の処分を受け、又は当該処分が解かれたとき。

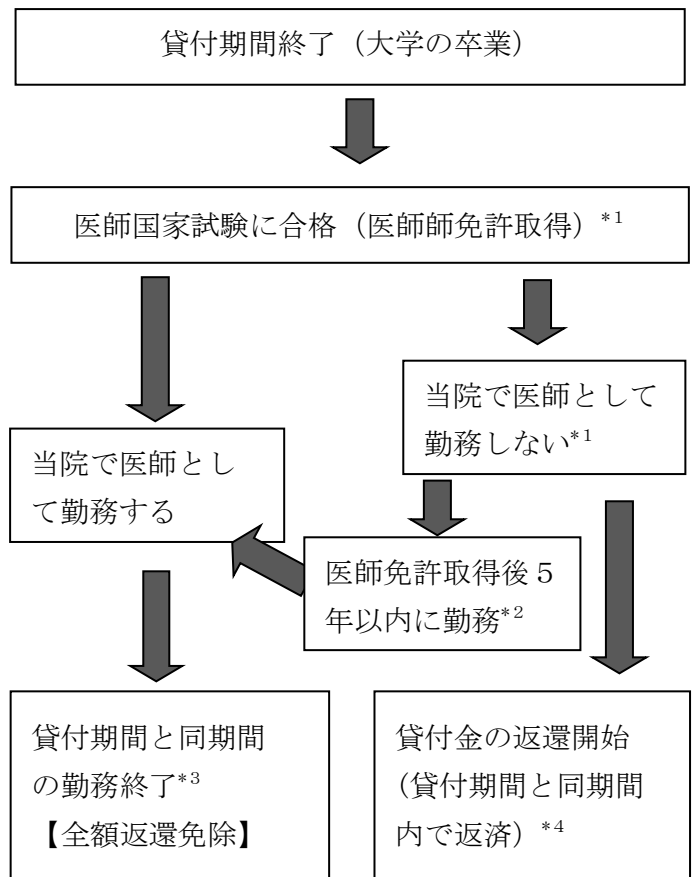
### 15 留意事項

奨学資金の借受人は、米沢市立病院に採用されることが確約されているわけではありません。米沢市立病院が実施する医師の採用試験を受験して合格するとともに、医師の国家試験に合格することが条件になります。

《申込みから貸付けまでのスケジュール》



《貸付終了から返還までのスケジュール》



\*1 医師免許を取得できなかった場合、  
→返還猶予の申請又は返還開始

\*2 医師免許取得後、他院において勤務後に当院で勤務したい場合  
→返還猶予の申請

\*3 全額返還免除となる前に退職した場合  
→勤務した期間分を返還免除とし、残りの期間分を返還していただきます。

\*4 卒業後すぐに当院に勤務せずに、返還期間満了前に当院へ就職した場合  
→返還期間内における当院に勤務した期間分を返還免除とします。

《問い合わせ先》

〒992-8502 米沢市相生町6番36号

米沢市立病院 総務課

TEL：0238-22-2450（内線4310）

米沢市立病院ホームページ <http://yonezawa-city-hospital.jp/>